



西坂小学校いじめ防止基本方針

本校では、生命尊重を基盤に、個性の伸長を図り、たくましく生きるとともに、豊かで思いやりのある心情と実践力のある、人間性豊かな児童の育成をめざしている。そのためには、全児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるようにすることが大切である。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、日常の指導体制を定め、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

【めざす児童像】

かしこく（知）
自ら考え、自ら学ぶ

がまんづよく（体）
喜んで働き、進んで体を動かす

やさしく（徳）
生命を大切にし、
まわりを思いやる

（かしこく・がまんづよく・やさしく）きたえる子ども
できるまで徹底的に練習したり、挑戦したり、行動したりする。

いじめ対策委員会

＜校内対策委員会構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭

＜活動内容＞

- ・いじめの早期発見に関する事（アンケート等）
- ・いじめ防止に関する事
- ・学期1回程度開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする

・学校サポーターと連携し、児童のいじめ防止等にかかる状況把握に努める。

・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携を行う。

【育英会・地域との連携】

- ・家庭訪問や学級懇談会を通していじめ防止について理解を深める。
- ・各種通信を通して、いじめ防止、いじめの早期発見等の理解を得る。
- ・月に1回のネットワーク情報交換会や子どもを守る会を通じいじめに関して情報交換を行う。

【関係機関との連携】

- ・いじめ発見の際にはすみやかに教育委員会へ事案発生の報告を行うとともに、今後の対応について協議する。
- ・児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署等関係機関へ連絡し、適切な援助を求める

【児童会】

- ・児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てる。
- 学校行事への主体的な参加
- 委員会活動の充実
- 縦割り活動の充実

(いじめの禁止) 第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(保護者の責務等) 第 9 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(いじめの防止) 第 23 条 学校はいじめを止めさせ、その再発を防止させるために児童への支援、指導を行うものである。

※いじめ防止対策推進法からの抜粋

1 いじめ問題への取組

いじめの防止について

【教職員の取組】

- 教師一人一人が、「分かる・できる・かかわり合う」授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を抱かせ、自己肯定感を味わわせ、自尊感情を育むことができるよう努める。
- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる教育環境づくりに学校全体で取り組む（個に寄り添う学校づくり）。
- 児童一人一人の人権意識を育てる。
- 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、いじめを見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに荷担していることを指導する。
- 道徳教育や学級活動の時間等で、いじめに関する問題を取り上げ、指導する。また、命の大切さについての指導も行う。
- 年度当初の児童の引き継ぎを複数で確実に行い、一人一人の理解を深める。
- メディアの利便性・危険性について研修を深める。また、いじめ防止に関する研修会に参加する。
- 休み時間における巡回指導を計画的に行う。

【児童の取組】

- 異学年交流をとおして他者理解を深める。
- 学校行事や総合的な学習の時間等の体験学習を通して、道徳性を身に付ける。
- 地域行事等に積極的に参加し、地域の一員としての自覚を深める。
- 児童会活動として、いじめ根絶運動に取り組む。

【保護者の取組】

- 基本的な生活習慣の確立に努める（早寝・早起き・朝ご飯）。
- 手をかけ、目をかけ、時間をかけ、心をかける子育てに努める。
- 子どもが悩みごとなどを相談しやすい家庭の雰囲気づくりに努める。
- 日頃から学級担任と連絡を取り合い、相談体制を構築する。
- 学級育英会のテーマを実践する。
- 児童が使用する可能性があるパソコンやタブレット、スマートフォンには、フィルタリングを設定する。

いじめの早期発見について

【教職員の取組】

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことによって、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- 児童が日頃から相談したり、いじめを訴えたりしやすい環境づくりをする。
- 表情や行動等が気になる児童がいる場合には、その都度、担任や管理職、生活指導主任に報告し、組織として見守り、支援を行う。
- 児童理解の会、校内支援委員会等で気になる児童、困り感をもっている児童の状況について共通理解を図る。
- 「相談カード」を毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。また、前述のアンケートに基づいて個人面談を実施する。
- 週案に記録し、情報の活用を図る。

- 夏季休業前に個人面談を実施し、保護者との信頼関係を構築し、児童に関する情報共有する。
- いじめなどの問題行動について相談できる体制を整備し、相談窓口について、保護者への周知を図る。

【児童の取組】

- 学級活動で、いじめについて話し合い、自発的な活動を展開する。
- いじめが行われていると感じた時は、周囲の友達や先生、大人などに知らせたり解消に向けて取り組んだりする。
- 毎月、「相談カード」に記入する。

【保護者の取組】

- 学級懇談会、育英会活動に積極的に参加する（一人一役）。
- 夏季休業前の個人面談に参加する。
- 学校に直接相談する（連絡帳、電話など）。

いじめに対する措置について

【教職員の取組】

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全職員で対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- 当該事案について、個別の聞き取り調査を行うなどの情報収集を綿密に行い、事實を確認する。
- いじめられている児童の身の安全を最優先とし、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- いじめ対策委員会を開催し、当該事案についての共通理解と対応策を検討する。
- 深刻ないじめの場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- 被害・加害双方の児童同士の話合いをする。また、家庭訪問を行い、保護者に事實関係を知らせ、今後の学校の方針を伝える。
- 学級・学校でいじめについての全体指導をする。
- 解決が長引く場合があるので、継続観察・継続指導を行う。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- 事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し対応する。教育委員会の協力を得ながら継続的に対応する。
- 深刻な事案の場合は、学級保護者会や育英会総会等を開催し、保護者に報告するとともに問題解決に向けて、学校の取組に対する理解と協力を求める。

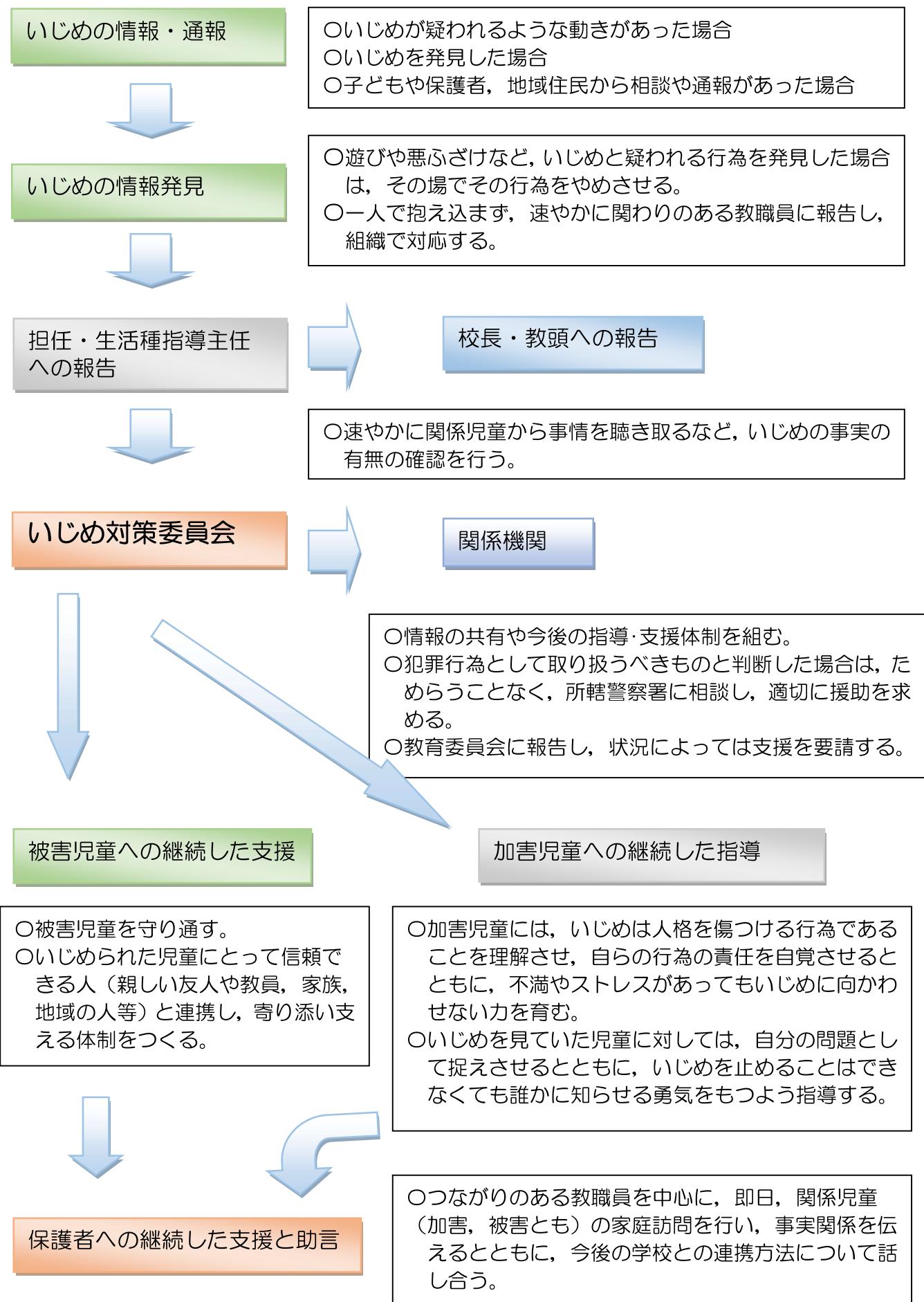
【児童の取組】

- 当該いじめについての状況を確認するために、他の児童はアンケート調査や個別面談などに応じる。
- 傍観者の立場にいても、いじめているのと同様であるということを理解する。

【保護者の取組】

- いじめ問題が起きたときには、学校との連携を密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を学校側に伝える。
- 学校からの家庭訪問を受ける。また、被害者・加害者の保護者同士の話合いを実施する。
- 学級懇談会、育英会活動、育英会総会に参加する。
- 学校で話すことができないような状況であれば、「いじめ相談ホットライン」などの公的機関に相談する。

いじめが発生した場合の対応



いじめ発見チェックポイント

1 いじめられている子どもが発するサイン

- 衣服の汚れや破れがある。
- 体に傷やあざがある。
- 頭痛や腹痛が続いている。
- 保健室への出入りが頻繁である。
- 元気がなく集中力が欠けている。
- 交友関係が急に変わっている。
- 嫌なあだ名で呼ばれている。
- 文具や上履きが隠されている。
- 机やカバンの中などが荒らされている。
- 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。
- 写真などの顔にいたずらされている。
- 特定の子どもの席に誰も座ろうとしていない。席の周りが開いている。ごみが散乱している。

2 学校生活でのチェックポイント

- 授業に遅れて教室に入ってくることが多い。
- 学級全体に霸気がない。
- 教師の話や指導が空回りしている。
- ひそひそ話や陰口が多い。
- 遅刻や欠席の数が多い。
- 学級で問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐに上がっている。
- 特定の児童が発表すると、笑いや冷やかしがおきている。

3 家庭でのチェックポイント

- ボタンが取れたり、服が破れたり、普通ではない汚れが目立ったりしている。
- 持ち物が頻繁になくなったり、買い与えた物を紛失したり、壊されたりしている。
- 成績が急に下降している。
- 土曜日や日曜日はことさら機嫌がよい。
- 朝の起床や登校が遅かったり、体の不調を訴えて遅刻・早退したりする。
- 友達や学校の話をしたがらない。
- 部屋に閉じこもりがちになったり家族と視線を合わせるのを避けようとしたりする。

4 いじめている子どもが家庭で出すサイン

- 買ってやってない品物を持っている。
- お金の使い方が急に荒くなっている。
- 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑したりした口調で話す。

いじめ防止に向けた年間計画

月	学校行事・児童の活動	教職員	保護者・地域	子どもを守る会／子どもを守るネットワーク／各種地域団体
相談カード（毎月実施）	入学式 授業参観	児童情報の引継ぎ 児童理解の会 いじめ対策委員会 ※いじめ基本方針の確認	懇談会 いじめ基本方針の確認 理事会 子どもを守るネットワーク	
	育英会総会 運動会	当初面談（情報交換）	育英会総会 運動会応援 学校支援会議	
	教育週間	学校公開 学校評議員会	教育週間 授業参観・懇談会 100人パトロール 理事会	
	平和学習 保護者面談	人権研修会への参加		
	平和集会	校区内巡視	理事会	
	授業参観 学校保健委員会		懇談会	
	小体会	中間面談（情報交換）	授業参観・懇談会 小体会応援	
	小音会			
	人権週間・集会	学校評価アンケート分析	授業参観・懇談会・理事会	
	学校評価アンケート	いじめ対策委員会 ※基本方針の見直し	理事会	
	西坂フェスティバル	児童引継ぎ情報の整理	懇談会	
3月	卒業式・修了式			

様々な相談機関

相談機関	電話番号	相談可能な時間
教育研究所 教育相談	0120-556-275	9:00～17:00
長崎市子ども部子育て支援課（子ども総合相談）	822-8573	月～金8:45～17:30休祝日を除く
長崎県いじめ相談ホットライン	0570-078-310	24時間相談
長崎いのちの電話	842-4343	年中無休8:45～17:30
子ども・女性・障害者支援センター	844-5132	9:00～17:00
子ども・家庭110番	844-6166	月～金9:00～20:00休祝日を除く
24時間子供SOS	0120-0-78310	24時間相談
長崎県警察本部少年課「ヤングテレホン」	0120-786-714	月～金8:45～17:45休祝日を除く
長崎警察署	822-0110	24時間受付